

資料①

第3回 聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会確認事項

1 令和5、6年度（移行期間）の対象部活動について

課題把握のため、令和5年度は陸上部、令和6年度は陸上部に加え、野球部を想定している。陸上部は指導者の複数確保が想定できること、野球部は教員が地域指導者として確保が想定できることからである。ただし、指導者が確保できれば他の部も試行は可能である。

2 学校部活動と地域部活動の指導方針等の一致について

両者が一致して取り組めるように、事前に協議する場を設定する。

3 「提言案」について

- (1) 提言2、2取組案、「法に定める総労働時間以内とならないことが」→「法に定める総労働時間を超えることが」とする。
- (2) 提言3、1現状 「学校部活動の活動方針及び活動時間及び休養日の基準」→「学校部活動の活動方針、活動時間及び休養日の基準」とする。
- (3) 提言4、2取組案「事務局業務をスポネットせいろうに設置する。」→「事務局をスポネットせいろうに設置する。」

4 「ガイドライン案」について

(1) 「1 ガイドライン策定の趣旨」

改革の趣旨が「休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること」であるので、「希望する教職員が指導できる体制を維持しながら」は、後半部に入れる。

(2) 「(5)地域部活動参加生徒の下校時の送迎について」

「下校時の」を取る。

5 その他

「提言」及び「ガイドライン」の表記は第4回で再度確認する。